

MKS.A 社会保険加入促進ガイドライン

令和8年度4月版



一般社団法人

マンション計画修繕施工協会

MK S.A 社会保険加入促進ガイドライン

目 次

はじめに

第1章 社会保険の概要	P1
1. 建設業における社会保険	P1
(1) 医療保険	P2
1) 医療保険の加入義務	P2
2) 保険料（協会けんぽ）	P2
3) 医療保険の給付	P5
4) 被保険者の負担割合	P6
(2) 年金保険	P7
1) 年金保険の概要	P7
2) 厚生年金保険料	P8
3) 年金給付と未納対応	P8
4) 介護保険	P9
(3) 雇用保険	P9
(4) 労災保険	P10
1) 労災保険対象労働者	P10
2) 労災保険の特別加入制度	P10
3) 労災保険給付の種類	P11
2. 国の社会保険未加入対策	P13
(1) 社会保険未加入対策への指導	P13
(2) 施工体制台帳への保険加入状況の記載（新旧比較）	P18
第2章 MK S.A の社会保険未加入対策への対応	P24
1. MK S.A 加入促進計画	P24
2. 会員社保険加入状況アンケート調査結果	P25
3. 標準見積書の活用	P26
(1) MK S 標準見積書の考え方	P26
(2) 法定保険料率算出根拠	P27
(3) 標準見積書書式（建築編）	P28
(4) 標準見積書書式（建築編）における標準的労務費率の算出	P34
(5) 標準見積書項目（設備編）と標準的労務費率の算出	P41
4. 適正な法定福利費の確保と供与	P43
参考資料：国土交通省「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」	P45+

はじめに

国土交通省において、平成 29 年度を目標に、平成 24 年から建設業界における社会保険未加入対策に取り組んでおり、社会保険未加入対策推進協議会を設置し、建設業関連団体全体で適切な法定福利費の確保と社会保険未加入者の建設現場からの排除を行ってきている。

当協会も、この社会保険未加入対策推進協議会に参加すると共に、協会内に社会保険未加入対策特別委員会を設け、協会委員社における社会保険加入状況実態調査や本ガイドラインの取り纏めに取り組んできた。特にこのマンション計画修繕工事業界は、他の専門工事業団体が新築主体なのに対して、既存建物の改修という特性から独自の労務比率の考え方や発注者である管理組合に対しての理解を得る指標を分かりやすく整理しなければならず、取り纏めには約 2 年を費やすこととなった。

国土交通省が目標とする平成 29 年度までに本ガイドラインを活用し、会員社の見積もり及び下請業者との契約見積もりにも適切な法定福利費が計上され、かつ発注者にもこの趣旨を理解して頂き、マンション計画修繕工事における末端技能者までが社会保険加入率 100%となるよう、皆様方のご理解、ご協力を切に願うものである。

初版発行 平成 28 年 1 月

改訂発行 令和 5 年 4 月

令和 8 年 4 月

一般社団法人マンション計画修繕施工協会
会 長 坂 倉 徹

第1章 社会保険の概要

1. 建設業における社会保険

社会保険には、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険の5種類の社会保険がある。

医療保険は健康保険法、年金保険は国民年金法、介護保険は介護保険法、雇用保険は雇用保険法、労災保険は労働者災害補償保険法と、それぞれに法律で定められており、健康保険、年金保険の加入は、日本国民すべてに義務付けられている。

建設業においては、雇用・医療・年金保険等について、法定福利費を適正に負担しない企業（社会保険未加入企業）が存在することに鑑み、社会保険未加入問題への対策として、建設業法施行規則等の改正が平成24年5月1日に公布され、平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険未加入企業に対して、行政では加入指導を強化している。

具体的には、

- ①経営事項審査項目の区分を雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況への見直し及び未加入の場合の減点幅拡大
 - ②建設業許可新規申請・更新申請時の添付資料に保険加入状況を記載した書面を追加
 - ③営業所及び工事現場への立ち入り検査の実施
- などの対策が講じられている。

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等一覧表

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の 形態	常用労働者 の数					
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	③保険
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	③保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険)については個人で加入※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はない。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/sokkokenpon/yakawari/20150518/files/0303.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■ : 個人の責任において加入するもの

各保険の概要は次のようになる。

(1) 医療保険

1) 医療保険の加入義務

建設工事業を営むものは、健康保険法における適用事業所に該当し、この事業所に使用されるものは「被保険者」として健康保険への加入が義務づけられる。

但し、次のものはこの「被保険者」に該当せず、引き続き2月間に通算して26日以上使用される見込みがないことが明らかなものを除き、日雇特例被保険者となる。

- ①臨時に日々雇用される者で1ヶ月を超えない者
- ②臨時に2ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない者
- ③季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の者
- ④臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の者

医療保険の加入義務は表の通りで、日雇労働者や一人親方を除いて、法人の場合は常用労働者が1人以上、個人事業主の場合は5人以上で協会けんぽや健康保険組合等に加入し、事業主の負担が発生する。

2) 保険料（協会けんぽ）

保険料率は、都道府県によって個別に定められており、次表のようになる。

（令和 8（2026）年 4 月納付分～）

協会けんぽ都道府県単位保険料率

北海道	10.28%	滋賀県	9.88%
青森県	9.85%	京都府	9.89%
岩手県	9.51%	大阪府	10.13%
宮城県	10.10%	兵庫県	10.12%
秋田県	10.01%	奈良県	9.91%
山形県	9.75%	和歌山県	10.06%
福島県	9.50%	鳥取県	9.86%
茨城県	9.52%	島根県	9.94%
栃木県	9.82%	岡山県	10.05%
群馬県	9.68%	広島県	9.78%
埼玉県	9.67%	山口県	10.15%
千葉県	9.73%	徳島県	10.24%
東京都	9.85%	香川県	10.02%
神奈川県	9.92%	愛媛県	9.98%
新潟県	9.21%	高知県	10.05%
富山県	9.59%	福岡県	10.11%
石川県	9.70%	佐賀県	10.55%
福井県	9.71%	長崎県	10.06%
山梨県	9.55%	熊本県	10.08%
長野県	9.63%	大分県	10.08%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.77%
静岡県	9.61%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.93%	沖縄県	9.44%
三重県	9.77%		

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率1.62%と子供子育て支援金率0.23%が加わる。

また、日雇特例被保険者の保険料率は次表となる。

日雇特例被保険者の方の保険料額（令和8年4月分～）

（単位：円）

標準賃金日額		賃金日額	保険料日額							
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合				
等級	日額		10.12% (健康保険料率+子ども・子育て支援金率)			11.74% (健康保険料率+子ども・子育て支援金率+介護保険料率)				
			金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額		
		円以上	円未満							
第1級	3,000	～	3,500	390	150	240	450	175	275	
第2級	4,400	3,500	～	5,000	570	220	350	670	255	415
第3級	5,750	5,000	～	6,500	760	290	470	870	335	535
第4級	7,250	6,500	～	8,000	950	365	585	1,110	425	685
第5級	8,750	8,000	～	9,500	1,150	440	710	1,330	510	820
第6級	10,750	9,500	～	12,000	1,410	540	870	1,650	630	1,020
第7級	13,250	12,000	～	14,500	1,750	670	1,080	2,030	775	1,255
第8級	15,750	14,500	～	17,000	2,080	795	1,285	2,410	920	1,490
第9級	18,250	17,000	～	19,500	2,410	920	1,490	2,800	1,070	1,730
第10級	21,250	19,500	～	23,000	2,810	1,075	1,735	3,260	1,245	2,015
第11級	24,750	23,000	～		3,270	1,250	2,020	3,800	1,450	2,350

◆保険料日額（金額）の計算方法

- ①…標準賃金日額×（健康保険料率+子ども・子育て支援金率）（注）
- ②…①の10円未満を切り捨てる
- ③…①×31/100
- ④…③の10円未満を切り捨てる
- ⑤…②+④=保険料日額（金額）

◆日雇特例被保険者と事業主の負担額

- ②×1/2 = 日雇特例被保険者負担額
- ②×1/2 + ④ = 事業主負担額

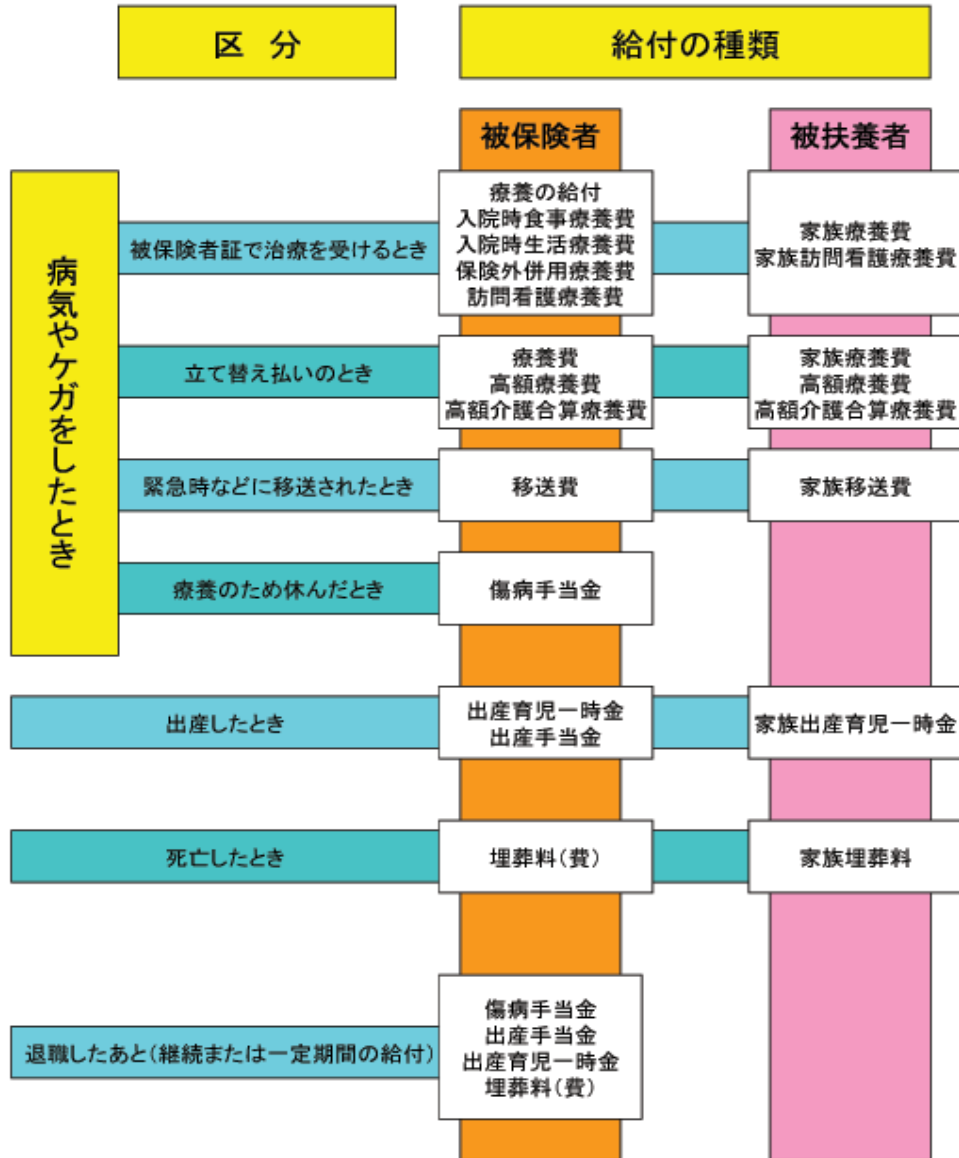
◆賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、（健康保険料率+子ども・子育て支援金率）（注）を乗じた額になります。また、標準賞与額には、40万円の上限が定められています。

（注）40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率及び子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。

（注）端数整理により、計算結果が整合しない場合があります。

3) 医療保険の給付



4) 被保険者の負担割合

医療費の一部負担（自己負担）割合について

- それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
- ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割[※]）。
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割）。
 - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。
- （※）令和4年10月1日から施行。

	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担
6歳 (義務教育就学後)	3割負担		
	2割負担		

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額

(令和4年10月～)

年齢	所得区分	負担割合	月単位の上限額（円）	
			外来（個人ごと）	上限額（世帯ごと）
70歳未満	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保：旧ただし書き所得901万円超	3割 ^{※1}	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1% ＜多数回該当：140,100＞	
	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保：旧ただし書き所得600万～901万円		167,400 + (医療費 - 558,000) × 1% ＜多数回該当：93,000＞	
	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保：旧ただし書き所得210万～600万円		80,100 + (医療費 - 267,000) × 1% ＜多数回該当：44,400＞	
	～年収約370万円 健保：標報26万円以下／国保：旧ただし書き所得210万円以下		57,600 ＜多数回該当：44,400＞	
	住民税非課税		35,400 ＜多数回該当：24,600＞	
70歳以上	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保・後期：課税所得690万円以上	3割	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1% ＜多数回該当：140,100＞	
	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保・後期：課税所得380万円以上		167,400 + (医療費 - 558,000) × 1% ＜多数回該当：93,000＞	
	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保・後期：課税所得145万円以上		80,100 + (医療費 - 267,000) × 1% ＜多数回該当：44,400＞	
	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 ^{※2} ／国保・後期：課税所得145万円未満 ^{※2} ^{※3}	70～74歳 2割	18,000 ^{※5} 〔年14.4万円 ^{※6} 〕	57,600 ＜多数回該当：44,400＞
	住民税非課税	75歳以上 1割 ^{※4}	8,000	24,600
	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の者については2割。

※5 75歳以上の2割負担対象者について、施行後3年間、1月分の負担増加額は3000円以内となる。

※6 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

(2) 年金保険

1) 年金保険の概要

国民年金とは、日本国憲法第 25 条第 2 項（「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」）に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度である（第 1 条）。

国民年金の被保険者は、職業・就労形態や保険料の納め方で対象が異なる。大きく分けると、下の 2 つに分かれる。

1. 強制加入被保険者（第 1 号・第 2 号・第 3 号被保険者。国民年金法 7 条 1 項各号）
原則従業員を 5 人以上雇う事業所は強制加入となる。

また、従業員が 5 人未満の場合でも、従業員の半分以上の人が健康保険に加入することに同意して、「健康保険・厚生年金保険 任意適用申請書」と「任意適用同意書」を管轄する年金事務所（社会保険事務所）に提出することで任意の適用事業所になることができる。

2. 任意加入被保険者（国民年金法附則 5 条 3 項）

また、厚生年金保険（厚生年金）等の被用者保険に加入している者（第 2 号被保険者）は、同時に国民年金に加入することになる。国民年金の給付は、すべての被保険者に共通する基礎年金（老齢・障害・遺族）と第 1 号被保険者の独自給付（付加年金、寡婦年金、死亡一時金等）がある。

国民年金に保険料を直接納めるのは、強制加入被保険者のうちでは第 1 号被保険者のみである。第 2 号被保険者は厚生年金等の保険料に国民年金（基礎年金）分が含まれており、第 3 号被保険者は年金法では本人の保険料負担はなく、配偶者の加入している年金の保険者が第 2 号被保険者の分とともに基礎年金拠出金として負担している。

公的年金制度（老齢による給付の場合）

2階部分	国民年金基金 (任意加入)		厚生年金 (受給時の正式呼称は 老齢厚生年金)	共済年金 (共済組合)
1階部分	国民年金(基礎年金、受給時の正式呼称は老齢基礎年金)			
	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	
加入者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で第2号被保険者・第3号被保険者でない者(自営業者、農業者、学生、一定のパートタイマー、無職等)	20歳以上60歳未満の者である第2号被保険者被扶養配偶者	民間サラリーマン、フルタイムのフリーター、一定のパートタイマー等(年齢規定なし。但し老齢年金の受給権を有する者は65歳未満)(いずれの場合も所定の臨時雇用の場合を除く)	公務員等
保険料	(定額)月額17,510円(令和7年度)	本人負担無し(第2号被保険者の年金制度が負担)	平成29年9月より料率固定。標準報酬月額18.30%(一般)(労使折半)	共済年金は独自の保険料率を設定

2) 厚生年金保険料

令和2年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料額表

○令和2年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料額表(令和7年度版)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額
				18.300%	9.150%
1	88,000	~	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000	~ 101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	101,000	~ 107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000	~ 114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000	~ 122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000	~ 130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000	~ 138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000	~ 146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000	~ 155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000	~ 165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000	~ 175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000	~ 185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000	~ 195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000	~ 210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000	~ 230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000	~ 250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000	~ 270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000	~ 290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000	~ 310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000	~ 330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	~ 350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	~ 370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	~ 395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	~ 425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	~ 455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	~ 485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	~ 515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	~ 545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	~ 575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	~ 605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000	~ 635,000	113,460.00	56,730.00
32	650,000	635,000	~	118,950.00	59,475.00

- 厚生年金保険料率(平成29年9月1日~ 適用)
一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300% (厚生年金基金加入員 …13.300%~15.900%)
- 子ども・子育て拠出金率(令和7年4月1日~ 適用) …0.36%
[参考]令和6年4月分~令和7年3月分までの期間は0.36%
※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

※子ども・子育て拠出金(旧児童手当拠出金)について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担する。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となる。

3) 年金給付と未納対応

国民年金保険料の納付率は、令和6年12月末時点で公表されているものでは84.8%(3年経過納付率)である。

年金額は、20歳から60歳までの40年間全ての期間の保険料を納めた場合、年間831,700円(令和7年度)で1カ月69,308円程度となっているが、老齢基礎年金

は加入 10 年ないと支給ゼロとなってしまふ。

障害年金、遺族年金なども加入期間さえあれば 1/2 の国庫負担が入った年金が支給されるので、次項の後納制度と合わせて対応されたい。

4) 介護保険

介護保険に必要な費用は、40 歳以上の被保険者が納める介護保険料で賄うこととされ、その費用は年度ごとに決められる。40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に該当する者は、一般被保険者の保険料率に介護保険料率 1.62%（令和 8 年 3 月分（4 月 30 日納付期限分）から）を加えたものとなる。

(3) 雇用保険

労働者を雇用する事業所は、「適用事業所」となる（第 5 条）。

雇用保険の「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であって、以下のいずれにも該当しない者であって、雇用保険の被保険者になるか否かは、本人の意思に関係なく、加入要件を満たすことで当然に被保険者となるため、労働者の側から加入を拒むことはできない。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働者であって日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- ③ 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
 - ・ 4 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である者
- ④ 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校または同法 134 条に規定する各種学校の学生又は生徒

【令和7年度の雇用保険料率】

＜令和7年度の雇用保険料率＞

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

(参考) 令和8年度の雇用保険料率 (案)

職業安定分科会雇用保険部会 (第208回)	資料
令和7年12月19日	

	令和7年度	令和8年度(案)
雇用保険料率(全体)	1.45%	1.35%
(内訳)		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.7%	0.6%
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4%	0.4%
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

- (注1) 失業等給付費等充当徴収保険率及び育児休業給付費充当徴収保険率は、労使折半で負担。二事業費充当徴収保険率は、事業主のみが負担。
- (注2) 失業等給付費等充当徴収保険率は、法律上、0.8%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.4%まで引き下げることが、基準を下回る場合は1.2%まで引き上げることが、可能となっている。令和6年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、本則(0.8%)から0.2%引き下げ、0.6%とする(令和7年度(0.7%)から0.1%の引き下げ)。
- (注3) 育児休業給付費充当徴収保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)により、令和7年度から保険料率を現在の0.4%から0.5%に引き上げる一方、実際の保険料率は弾力倍率が基準を上回る場合は0.4%に引き下げることが可能な仕組みが導入された。令和6年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、0.4%に引き下げ、現在と同じ保険料率とする。
- (注4) 二事業費充当徴収保険率は、法律上、0.35%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.05%引き下げることとなり、更に必要がある場合には0.25%とすることが可能となっている。令和6年度決算を踏まえた弾力倍率は基準を超えなかったため、0.35%となる。

2

(4) 労災保険

1) 労災保険対象労働者

労働者を一人でも使用する事業は、適用事業として労災保険法の適用を受けることになり、加入の手続きをとり（保険関係成立届の提出）、保険料を納付しなければならない。保険料は全額事業主負担とされている。

加入は事業場ごとに行うもので労働者ごとではない。したがって適用事業場に使用されている労働者であれば誰でも、業務上災害又は通勤災害により負傷等をした場合は保険給付を受けることができる。この労働者とは、正社員のみならずパート、アルバイト等、使用されて賃金を支給されるものはすべてが対象となる。

2) 労災保険の特別加入制度

会社の代表者（一人親方）や役員は労働保険には加入することは出来ないため、この代表者や役員に関しては労災保険のみ条件付きで特別加入という形で加入することが出来る。

3) 労災保険給付の種類

保険給付の種類		こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養(補償)等給付		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災保険指定医療機関等で療養を受けるとき)	必要な療養の給付*	
		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災保険指定医療機関等以外で療養を受けるとき)	必要な療養の費用の支給*	
休業(補償)等給付		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	(休業特別支給金) 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害(補償)等給付	障害(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級 313日分 第6級 156日分 第2級 277日分 第7級 131日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害(補償)等一時金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級 503日分 第13級 101日分 第9級 391日分 第14級 56日分 第10級 302日分 第11級 223日分 第12級 156日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族(補償)等給付	遺族(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 1人 153日分 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族(補償)等一時金	(1) 遺族(補償)等年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)等年金を受けている人が失権し、かつ、他に遺族(補償)等年金を受け得る人がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の一時金 (2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ((1)の場合のみ) (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金 ((2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬 祭 料 等 (葬 祭 給 付)		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した人の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	

*療養のため通院したときは、通院費が支給される場合があります。

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
傷病(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当するとき (1) 傷病が治ゆ(症状固定)していないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護(補償)等給付	障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、177,950円を上限とする) 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が81,290円を下回る場合は81,290円 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、88,980円を上限とする) 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が40,600円を下回る場合は40,600円	
二次健康診断等給付 ※船員法の適用を受ける船員及び特別加入者については対象外	事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次の(1)(2)のいずれにも該当するとき (1) 血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること (2) 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断および特定保健指導の給付 (1) 二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な、以下の検査 ① 空腹時血中脂質検査 ② 空腹時血糖値検査 ③ ヘモグロビンA _{1c} 検査 (一次健康診断で行った場合には行わない) ④ 負荷心電図検査または心エコー検査 ⑤ 頸部エコー検査 ⑥ 微量アルブミン尿検査 (一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性(±)または弱陽性(+)である者に限り行う) (2) 特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	

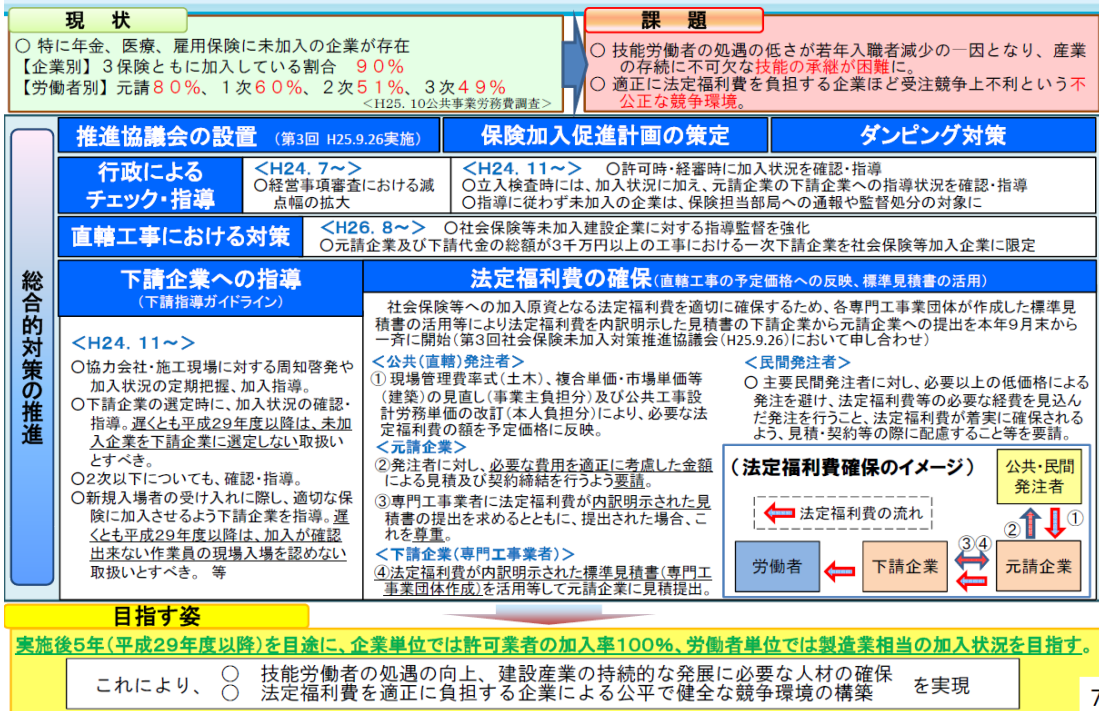
(注) 表中の金額等は、令和6年4月1日現在のものです。

このほか、社会復帰促進等事業として、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給、外科後処置、労災就学等援護費、休業補償特別援護金等の支援制度があります。詳しくは、労働基準監督署にお問い合わせください。

2. 国の社会保険未加入対策

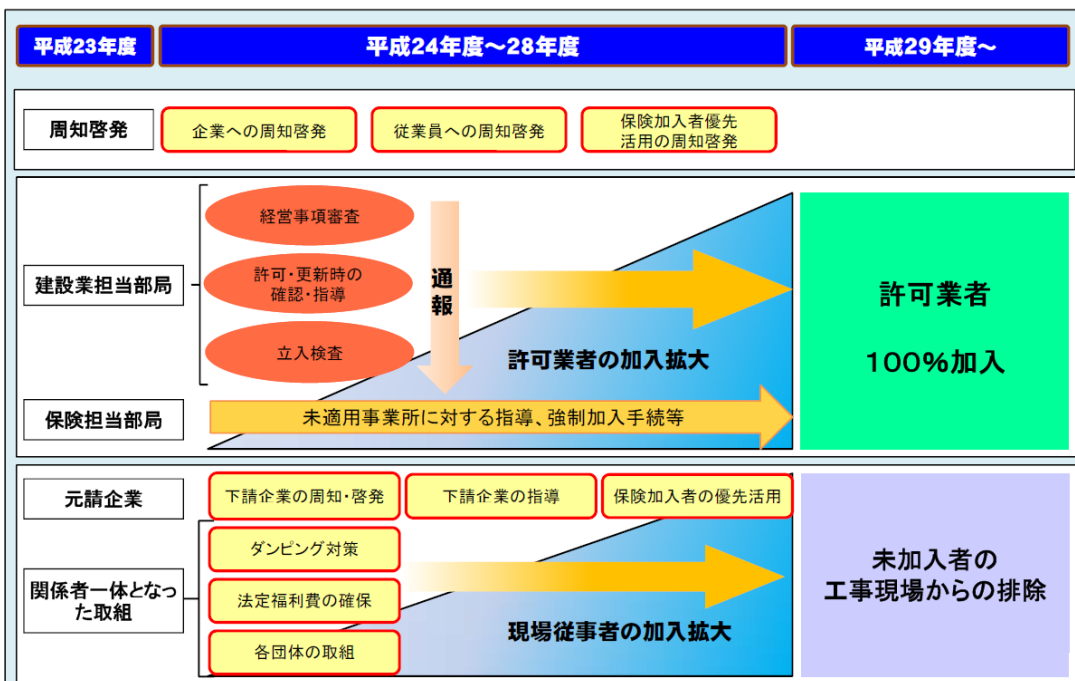
(1) 社会保険未加入対策への指導

社会保険等未加入対策の全体像



7

社会保険等未加入対策の進め方



8

建設業許可・更新時の保険加入の確認・指導

- 平成24年11月より、建設業の許可・更新の申請に当たっては、保険加入状況を記載した書面を提出していただき、保険加入状況を確認しています。
- 国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては加入指導を実施します。

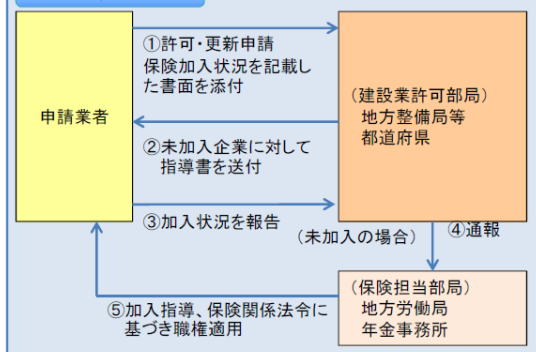
概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

申請時に提出を求める書類

- 許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。
- ① 保険加入の有無等を記載した書面
- ② 確認資料
 - ・雇用保険: 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
 - ・健康保険・厚生年金保険: 領収証書又は社会保険料納入証明書

スキーム



保険未加入の場合の対応

- 建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱とはせず、許可は行いつつ同時に指導文書を送付する。
- ↓
- 保険加入の報告を求める。
- ↓
- 更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。
 - ・健康保険、年金→日本年金機構(年金ブロック本部)
 - ・雇用保険→都道府県労働局
- <通報の内容>
 - ・企業名、所在地
 - ・未加入の保険種類(雇用、健康、年金)等

13

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1/2)

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、**元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要**。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協働会社組織を通じた指導等

様々な機会をとりあって協働会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施
(ア) 協働会社の社会保険加入状況の定期的な把握
(イ) 協働会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ) 未加入が発覚した協働会社への早期加入指導

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

16

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に係る全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年 7月 4日 通知
平成24年 11月 1日 施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

17

(サンプル)標準見積書の作成例

御見積書(例)				
◇◇◇株式会社 殿				
				住所 ×× ○○株式会社
見積金額	L (消費税込)			
(内訳)				
項目	数量	歩掛	単価	金額
○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	1.050% p	E= B × p	
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F= B × q	
介護保険料(※2)	B	0.405% r	G= B × r	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H= B × s	
	合計	15.150% t	I= B × t	
※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合 ※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定				
小計				J=D+I
消費税等				K=J × 5%
合計				L=J+K

標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合]

= 労務費総額 × 法定保険料率

[算出手順例]

- 労務費総額(B)を各会社・業界の実情に合わせた方法で算出。
- 算出した労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E, F, G, H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。
※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料率の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする
介護保険料率の算式=1.55%/2 × 52.3%=0.405%(r)
- 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出(I= E+F+G+Hまたは B × t)
- 小計額(J)を算出。
- 消費税(K)を算出。
- 合計(L)を算出し、見積金額として計上。

29

※平成27年5月に国土交通省より「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」が公表された。(巻末参考資料参照)

1. 基本的な考え方

○ 各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

2. 例外的な方法

○ 工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費}$$

【年度ごとの単価・平均値等を用いる際のポイント】

- ① 出典根拠を明確にする。
- ② 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。
- ③ 個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。
- ④ 実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められない。

30

○ 個人事業主、一人親方(労働者とみなされる場合を除く)など、当該工事における法定福利費(事業主負担分)を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が判る場合

➡ これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めない。

○ 適用除外となる者の数や割合が判らない場合

➡ 当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

↓

元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する。

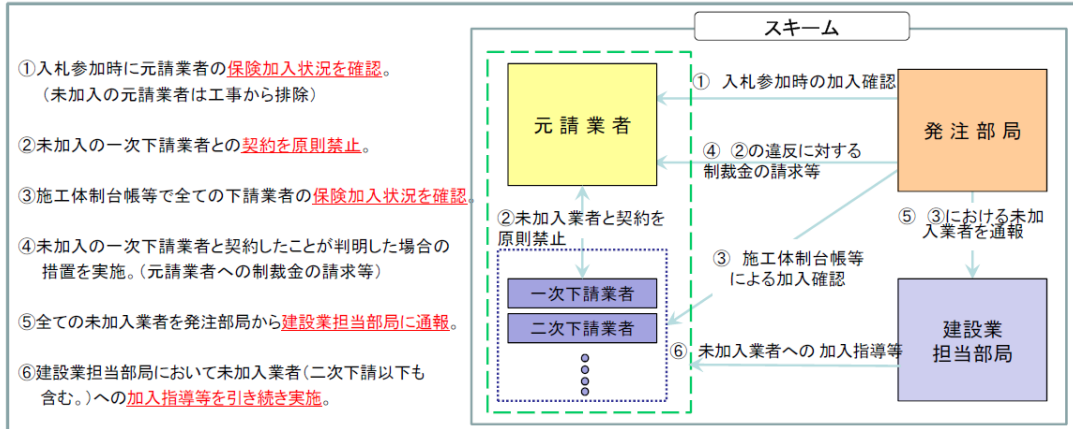
(参考)適用除外となる者の例 (注)適用除外となるもの全てを示したものではない

- 健康保険： 常時使用される人が5人未満の個人事業所に雇用される者、上記以外で、適用除外承認を受けている事業所に雇用される者、個人事業主 など
- 厚生年金： 常時使用される人が5人未満の個人事業所に雇用される者、個人事業主 など
- 雇用保険： 事業主・代表者・役員 など

31

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
(※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。
- 上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を发出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

「みんなで取り組む」建設業の保険加入 ～平成24年7月から、新たな取組みがスタートします～

平成24年7月改訂
※を追加

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。
(※) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。
(3保険すべてに未加入の場合: 現行▲60点→改正後▲120点)
※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

(2) 施工体制台帳への保険加入状況の記載 (新旧比較)

様式第5号(第9条関係)

平成 年 月 日

施工体制台帳

〔会社名〕 _____
 〔事業所名〕 _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容	
発注者名 及び 住所	
工期	自 平成 年 月 日 日 契約日 平成 年 月 日

契約業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
監督員名		権限及び 意見申出方法	
現場代理人名		権限及び 意見申出方法	
監理・主任 技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		資格内容	
	資格内容		資格内容
	担当工事内容		担当工事内容

<下請負人に関する事項>

会社名		代表者名	
住所			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

現場代理人名		安全衛生管理者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

旧

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

施工体制台帳

〔会社名〕 _____
 〔事業所名〕 _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容	
発注者名 及び 住所	〒
工期	自 年 月 日 日 契約日 年 月 日

契約業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理・主任 技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		資格内容	
	資格内容		資格内容
	担当工事内容		担当工事内容

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
		事業所整理 記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

<下請負人に関する事項>

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒	TEL:	
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 適用除外	加入 適用除外	加入 適用除外	
		事業所整理 記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

新

別紙1 再下請負通知書の作成例

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・
事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容				
工 期	自 年 月 日	注文者との 契約 日	年 月 日	
	至 年 月 日			

建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 ₁	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ₂	健康保険 ₃	厚生年金保険 ₄	雇用保険 ₅		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
理人名		雇 用 者 名	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 ₁	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ₂	健康保険 ₃	厚生年金保険 ₄

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態 (有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

別紙2 施工体制台帳の作成例

年 月 日

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の 可 許	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号

工事名称 及び 工事内容			
発注者 及び 住			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

契 約 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 ₁	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称 ₂	健康保険 ₃	厚生年金保険 ₄	雇用保険 ₅	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 ₁	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称 ₂	健康保険 ₃	厚生年金保険 ₄	雇用保険 ₅		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

別紙3 作業員名簿の例

元請確認欄	
-------	--

○社会保険関係について別業とする例

提出日 年 月 日

作業員名簿
(年 月 日 作成)

事業所の名称 _____ 一次会社名 _____ () 次会社名 _____
【退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無】 【退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無】

番号	ふりがな	社会保険		
	氏名	健康保険 ¹	年金保険 ²	雇用保険 ³
	技能者ID			

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

作業員名簿
(年 月 日 作成)

事業所の名称 _____
 ・現場ID _____
 所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に掲載することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 _____
 ・事業者ID _____

元請確認欄	
提出日	年 月 日
() 次会社名	_____
・事業者ID	_____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険 ¹	建設業退職金共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険 ²	中小企業退職金共済制度	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	受入教育実施年月日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

第2章 社会保険未加入対策への対応

1. MKS.A 社会保険加入促進計画

MKS.A では、平成 25 年度に社会保険未加入対策特別委員会を設置し、平成 26 年 6 月 4 日第 6 回定時総会において、同委員会で起案したMKS.A 社会保険加入促進計画が承認された。

社会保険加入促進計画	
	平成 26 年 6 月 4 日承認
団体名	一般社団法人マンション計画修繕施工協会
代表者名	会長 坂倉 徹
所在地	東京都港区西新橋 2-18-2
会員数	141社（平成 26 年 3 月末）
主な業種	建設業（住宅改修）
1. 基本的な方針	
社会保険等への加入促進対策は、行政・元請・下請が一体となって取り組むことが必要である。	
一般社団法人マンション計画修繕施工協会（以下MKS.A という。）は、マンションの計画修繕工事を元請、下請双方の立場を持つことを踏まえ、新築工事とは異なるマンション改修工事における自らが取り組むべき対策を明らかにするとともに、実情に沿った社会保険加入促進計画を策定する。	
一方、発注者である管理組合等に対し、適正な法定福利費の計上を周知啓蒙するとともに、行政に対してもエンドユーザーに対する主導的な取り組みを強く求める。	
なお、MKS.A は、会員企業に対して下請企業を含めた社会保険等の加入状況の実態調査を定期的に行い、調査結果に基づき促進計画の見直しを行うこととする。	
2. 計画の期間	
平成 25 年度から 4 年間の計画とする。	
3. 取り組みの内容等	
①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画	
行政（建設業担当部局、社会保険担当部局）、建設業団体、関係団体等で構成される「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、唯一の改修工事業団体の立場で積極的に意見具申する。	
②会員企業への周知	
社会保険未加入対策推進協議会で作成する PR 素材を活用するなどして、団体の HP や講習会等を通じ、会員企業への保険未加入対策の啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	

③会員協力業者への対応

会員企業は、協力業者の保険加入状況を定期的に把握するとともに、未加入協力業者に対しては、加入促進を図る。

④法定福利費等の確保

発注者となる管理組合団体や管理会社団体に対して、適正な法定福利費の確保を要請する。また、下請業者との契約に対しても、見積時から適正な法定福利費を計上するよう要請する。

⑤偽装請負及び一人親方対策の是正

会員企業に対して、職業安定法や労働者派遣法を容易に判断できる資料を作成し、請負・雇用に関するルールの周知徹底を図る。

⑥MK S.A コードによる就労履歴管理と保険関係事務手続きの支援

会員企業及び会員下請企業就労者に対する保険事務手続きの支援を行うと共に、就労履歴管理システムの構築に向けた検討の推進を行う。

2. 会員社保険加入状況アンケート調査結果

会員社への保険加入状況アンケート調査の結果では、会員社はほぼ問題ないものの、やはり1次下請、2次下請以降になると加入率が全国建設業の平均と同様の傾向となっている。

2013年 社会保険等の加入状況調査表(H25.930現在 提出31社/141社)

正会員社名	従業員数	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数
合計	2525	2462	24	39	2448	22	51	2402	3	112
割合		97.5%	1.0%	1.5%	97.0%	0.9%	2.0%	95.1%	0.1%	4.4%

一次下請け会社										
会社名	従業員数	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数
未記入	7964	6762	1037	209	6350	1295	244	6065	1359	401
割合		84.9%	13.0%	2.6%	79.7%	16.3%	3.1%	76.2%	17.1%	5.0%

二次以降の下請会社加入率			
会社数	健康保険対象者加入率	厚生年金保険対象者加入率	雇用保険対象者加入率
375	55.5%	36.7%	38.3%

3. 標準見積書の活用

国土交通省社会保険未加入対策推進協議会に平成 25 年度末から当協会も参画し、合わせてMK S.A 社会保険未加入対策特別委員会では、マンション計画修繕工事における標準見積書の作成を行った。

他団体の新築主体の労務費の算出とは改修工事の場合との違いがあり、会員社からの労務费率データを根拠とした、MK S.A 標準見積書を作成した。

(1) MK S.A 標準見積書の考え方

社会保険未加入対策推進協議会加盟の各団体標準見積書は、新築工事を基本としているため、マンション計画修繕工事のような既存建物の修繕、改修工事の労務费率が違うことから、MK S.A 独自の修繕、改修用労務费率の算出が必要である。

見積時に材料費、労務費を分けて計上することが最も望ましいといえるが、これまでの下請協力業社との契約形態や実際の施工に掛かる前での人工算出と完了精算等の乖離があった場合などを考慮すると、やはり修繕工事に特化した標準労務费率をガイドラインとして提示することが望ましいとの結論に達した。

以下に、新築工事と修繕、改修工事の相違点を示す。

- ① 仮設工事
 - ・既に建物があるため、新築とは労務比率が違う
 - ・重機使用の可否により労務比率が違う
 - ・ゴンドラ、枠組の選択により労務比率が違う
- ② 下地補修工事
 - ・外壁タイル貼りの有無により労務比率が違う
 - ・洗浄工事は、タイル面、塗装面それぞれ独立した労務比率の算定が必要
- ③ 塗装工事
 - ・下地処理（剥離及び肌合わせ）により労務比率が違う
 - ・壁面等塗装と鉄部塗装で労務比率が違う
- ④ 防水工事
 - ・下地処理（露出防水立上り撤去、仮防水、フクレ補修等）により労務比率が違う
 - ・防水材料により労務比率が違う
- ⑤ シーリング工事
 - ・新設と違い、撤去が加わるため、新築と違う労務比率の算出が必要
- ⑥ 設備工事
 - ・新築とは違う改修用配管敷設の労務比率が必要
 - ・既存撤去、仮設配管等、新築にはない労務比率の算出が必要

(2) 法定保険料率算出根拠（令和8年3月現在）

（都道府県毎の法定保険料率は下表を参照）

健康保険（P3により各県での違いがある。）

（ア）協会けんぽ東京で算出（介護保険料含まない） $9.85\% \times 1/2 = 4.925\%$

同介護保険料 $1.62\% \times 56.43\%$ （全国平均加入率） $\times 1/2 = 0.457\%$

5.382%

（イ）厚生年金保険（P8による）

9.150%

（ウ）雇用保険（P10による）

1.100%

（エ）子ども・子育て拠出金

0.360%

法定保険料（小数点以下第3位四捨五入）

15.992%

協会けんぽ都道府県別保険料による法定保険料率

都道府県	法定保険料率	都道府県	法定保険料率
北海道	16.207%	滋賀県	16.007%
青森県	15.992%	京都府	16.012%
岩手県	15.822%	大阪府	16.132%
宮城県	16.117%	兵庫県	16.127%
秋田県	16.072%	奈良県	16.022%
山形県	15.942%	和歌山県	16.097%
福島県	15.817%	鳥取県	15.997%
茨城県	15.827%	島根県	16.037%
栃木県	15.977%	岡山県	16.092%
群馬県	15.907%	広島県	15.957%
埼玉県	15.902%	山口県	16.142%
千葉県	15.932%	徳島県	16.187%
東京都	15.992%	香川県	16.077%
神奈川県	16.027%	愛媛県	16.057%
新潟県	15.672%	高知県	16.092%
富山県	15.862%	福岡県	16.122%
石川県	15.917%	佐賀県	16.342%
福井県	15.922%	長崎県	16.097%
山梨県	15.842%	熊本県	16.107%
長野県	15.882%	大分県	16.107%
岐阜県	15.967%	宮崎県	15.952%
静岡県	15.872%	鹿児島県	16.132%
愛知県	16.032%	沖縄県	15.787%
三重県	15.952%		

(全国平均加入率)は

[r05-gaiyou.pdf](#)

厚生労働省：健康保険・船員保険被保険者実態調査より

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat740/sb7200/sbb7200/20250701/>

協会けんぽ：令和4年より更新なし

内訳明細書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	1-2. 直接仮設工事							
	枠組本足場			m ²				①労務比率B
	(ゴンドラ足場)			m ²				②労務比率C
	養生ネット			m ²				
	開口養生			m				
	登り桟橋		1	式				
	内部脚立足場		1	式				
	1-2. 直接仮設工事 小計					ウ		
	法定福利費						エ	ウ×労務比率B又はC×法定保険料率
	1. 仮設工事 計					オ		ア+ウ
	法定福利費 計						カ	イ+エ

内訳明細書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	2. 下地補修工事							
	2-1. 躯体補修工事							
	ひび割れ補修(外壁面)	巾= 0.5mm未満		m				
	〃 (〃)	巾= 0.5mm以上		m				
	〃 (ベランダ面)	塗装主材すり込み		m				
	〃 (廊下面)	〃		m				
	鉄筋露出箇所補修(外壁面)	10cm未満		ヶ所				
	〃 (〃)	11~50cm未満		ヶ所				
	〃 (ベランダ面)			ヶ所				
	〃 (廊下面)			ヶ所				
	コンクリート欠損箇所補修			ヶ所				
	手摺付根欠損箇所補修			ヶ所				
	2-1. 躯体補修工事 小計					キ		
	法定福利費						ク	キ×労務比率D×法定保険料率
	2-2. タイル補修工事							
	①タイル張替			m ²				①労務比率E
	②タイル浮き補修			m ²				②労務比率F
	2-2. タイル補修工事 小計					ケ		
	法定福利費						コ	ケ×労務比率E・F×法定保険料率

内訳明細書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	4. 防水工事							
	4-1. 屋上防水工事							
	<下地補修>							
	既存防水層端未撤去	金物共		m				
	既存防水層フレ破断箇所補修			m ²				
	笠木劣化部補修			m ²				
	ドレン廻り補修			ヶ所				
	下地清掃			m ²				
	小 計					ナ		
	<防水工事>							
	アスファルト露出防水(常温工法)	シルバー色仕上		m ²				
	アスファルト露出防水(立上、笠木)			m ²				
	ウレタン塗膜防水工事(通路、笠木)	t=2mm		m ²				
	防水層端未押え金物設置	アルミ製		m				
	基礎、架台廻り処理			ヶ所				
	小 計					ニ		
	4-1. 屋上防水工事 計					ヌ		※下欄工法別労務比率有り
	法定福利費						ネ	ヌ×労務比率K・L・M×法定保険料率

※露出アスファルト防水:K シート防水:L 塗膜防水:M

内訳明細書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	4-2. ベランダ防水工事							
	<下地補修>							
	既存塗膜脆弱部撤去及び補修			ヶ所				
	ひび割れ補修			式				
	欠損箇所補修			式				
	ドレン廻り補修	ドレン塗装含む		ヶ所				
	下地清掃			m ²				
	不陸調整			m ²				
	小 計					ノ		
	<防水工事>							
	ウレタン塗膜防水工法	t=2mm		m ²				
	小 計					ハ		
	4-2. ベランダ防水工事 計					ヒ		
	法定福利費						フ	ヒ×労務比率N×法定保険料率

(4) 標準見積書書式（建築編）における標準的労務比率の算出

MKS.A では、工種毎に労務比率を算出する方法で標準見積書を作成することとしたが、この工種毎の労務比率の標準的な目安が必要であると考え、会員社に対して労務比率アンケートを行うと共に、社会保険未加入対策特別委員会の委員会社を対象に無作為で平成 27 年 1 月から 8 月にかけてマンション計画修繕工事の建築関係における労務比率の検証作業を行った（（実作業人工×人工単価）／工事請負（実施）金額）。もちろん、現場毎に難易度等の諸条件は違うため、あくまで中央値（（一財）建設物価調査会の分析報告参照）を示したものであることを踏まえ、各社の労務比率算出の根拠、参考として頂きたい。

【標準見積書書式（建築編）における工種別標準労務比率（平成 28 年 3 月現在）】

工事項目	適用条件	標準労務比率
1. 仮設工事		
1-1. 共通仮設工事		A- 29.38%
1-2. 直接仮設工事(枠組)	(材工共の発注の場合)	B- 50.49%
1-2. 直接仮設工事(ゴンドラ)	(材工共の発注の場合)	C- 20.77%
2. 下地補修工事		
2-1. 躯体補修工事	(材工共の発注の場合)	D- 75.60%
※防水の補修人工は防水工事へ		
2-2. タイル補修工事		
①タイル張替	(材工共の発注の場合)	E- 60.01%
※張り替えタイルを新規に焼いた現場		
②タイル浮き補修	(材工共の発注の場合)	F- 77.63%
※樹脂注入		
2-3. 洗淨工事		
①塗装壁面	(120～150kg/m ² の高圧洗淨)	G- 75.79%
※超高压洗淨は含まない		
②タイル洗淨	(薬品洗淨)	H- 70.64%
3. 塗装工事		
3-1. 壁面関係塗装工事	(材工共の発注の場合)	I- 78.68%
3-2. 鉄部関係塗装工事	(材工共の発注の場合)	J- 77.35%
4. 防水工事		
4-1. 屋上防水工事	(材工共の発注の場合)	
※下地補修人工も含む		
①露出アスファルト防水		K- 41.35%
②シート(塩ビ・合成高分子系)防水		L- 34.32%
③塗膜防水(既存押さえ)		M- 48.00%
4-2. ベランダ防水工事	(材工共の発注の場合)	
※下地補修人工も含む		
④塗膜防水(ベランダ等)		N- 59.10%
4-3. 廊下防水工事	(材工共の発注の場合)	
※下地補修人工も含む		
⑤塗膜防水(廊下等)		O- 66.59%
⑥長尺シート(廊下等)防水		P- 46.00%
5. シーリング工事	(材工共の発注の場合)	Q- 64.96%
※撤去含む		
6. 諸経費		R- 73.84%

前ページは、各工事項目別に労務比率を算出したものであるが、一般的な大規模修繕工事であって、特殊要因がないものであれば総工事費に対して一括で労務比率を算出することも考えられる。その場合、各工事項目の労務比率を平均値化し、かつ各工事項目の総工事費に対する平均工事費比率を加味した加重平均を計算したものが下表である。また、協力業社で4人以下の個人事業主については、適用除外事業所となるため、各社の適用除外事業所を除いた適用事業所比率を算出することが必要となる。なお、協会会員社へのアンケートの結果では、適用事業所比率は80.07%となっている。

【総工事金額に対する加重平均労務比率（平成28年3月現在）】

工事項目	工事別標準 労務比率	工事項目別 労務比率平均	総工事費に対する 各工事の平均比率 ※1	工事全体の加重 平均労務比率	
1. 仮設工事					
1-1. 共通仮設工事	A- 29.38%	39.94%	16.30%	6.51%	
1-2. 直接仮設工事(枠組)	B- 50.49%				
2. 下地補修工事					
2-1. 躯体補修工事	D- 75.60%	71.93%	5.70%	4.10%	
※防水の補修人工は防水工事へ					
2-2. タイル補修工事					
①タイル張替	E- 60.01%				
※張り替えタイルを新規に焼いた現場					
②タイル浮き補修	F- 77.63%				
※樹脂注入					
2-3. 洗浄工事					
①塗装壁面	G- 75.79%				
※超高压洗浄は含まない					
②タイル洗浄	H- 70.64%				
3. 塗装工事					
3-1. 壁面関係塗装工事	I- 78.68%	78.01%	30.70%	23.95%	
3-2. 鉄部関係塗装工事	J- 77.35%				
4. 防水工事					
4-1. 屋上防水工事	K- 41.35%	51.47%	39.10%	20.12%	
※下地補修人工も含む					
①露出アスファルト防水					
②シート(塩ビ・合成高分子系)防水	L- 34.32%				
③塗膜防水(既存押さえ)	M- 48.00%				
4-2. ベランダ防水工事					
※下地補修人工も含む					
④塗膜防水(ベランダ等)	N- 59.10%				
4-3. 廊下防水工事					
※下地補修人工も含む					
⑤塗膜防水(廊下等)	O- 66.59%				
⑥長尺シート(廊下等)防水	P- 46.00%				
5. シーリング工事		Q- 64.96%			
※撤去含む					
6. 諸経費	R- 73.84%	73.84%	8.30%	6.13%	
総工事費に対する加重平均労務比率				60.8%	

※1：(社)高層住宅管理業協会（現（一社）マンション管理業協会）発行

「わかりやすいマンション診断の手引き」より

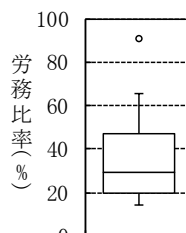
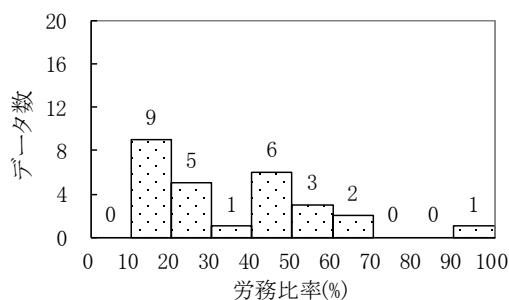
【集計結果の分析報告より：（一財）建設物価調査会】

1. 母集団の傾向確認

母集団から統計量を算定し、合わせてヒストグラムと箱ひげ図を作成して、データの分布傾向を確認した。

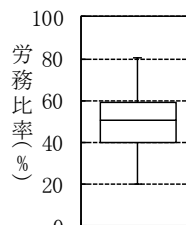
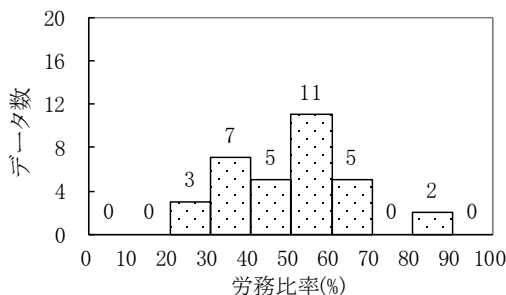
各母集団は、必ずしも正規分布を示しておらず平均値は一部の高・低額データの影響を大きく受ける。そのためここでは順位統計量に着目して、中央値を母集団の代表値として、かつ母集団分布の絞り込みには50%の確率である四分位を示した。

No. 1 仮設工事
1-1 共通仮設



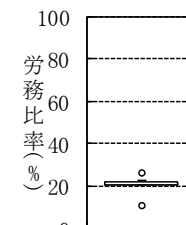
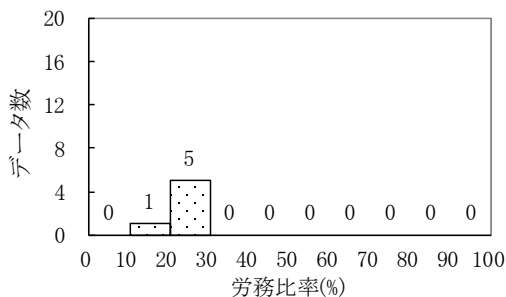
統計量	
データ数	27
標準偏差	19.31%
+3σ	94.21%
最大値	90.78%
+2σ	74.90%
+1σ	55.60%
75%	47.51%
平均値	36.29%
中央値	29.38%
25%	19.64%
-1σ	16.98%
最小値	14.10%
-2σ	-2.33%
-3σ	-21.64%

1-2 直接仮設工事
① 枠組の場合



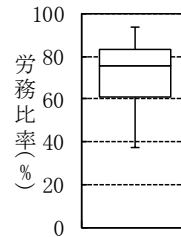
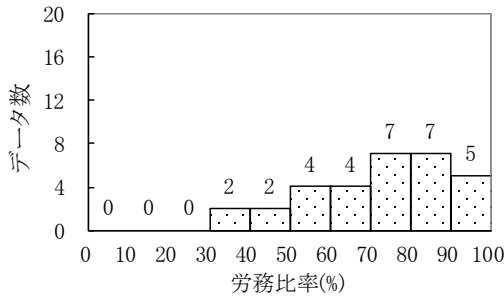
統計量	
データ数	33
標準偏差	14.20%
+3σ	92.01%
最大値	80.78%
+2σ	77.81%
+1σ	63.61%
75%	59.30%
平均値	49.41%
中央値	50.49%
25%	39.56%
-1σ	35.20%
最小値	20.23%
-2σ	21.00%
-3σ	6.80%

② ゴンドラの場合



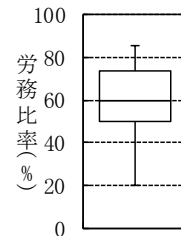
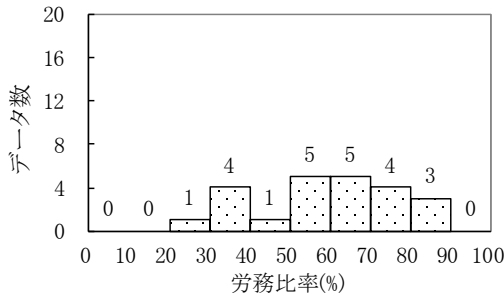
統計量	
データ数	6
標準偏差	4.72%
+3σ	34.44%
最大値	26.33%
+2σ	29.72%
+1σ	25.00%
75%	22.26%
平均値	20.28%
中央値	20.70%
25%	20.50%
-1σ	15.56%
最小値	10.76%
-2σ	10.84%
-3σ	6.13%

No. 2 下地補修工事
2-1 躯体補修工事



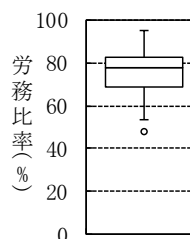
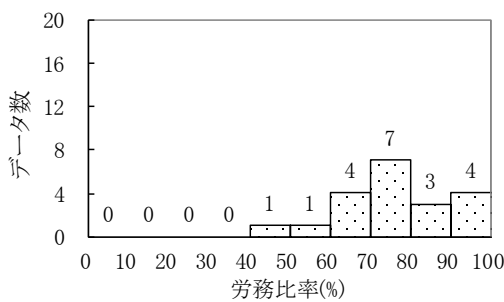
統計量	
データ数	31
標準偏差	16.23%
+3σ	120.42%
最大値	93.82%
+2σ	104.20%
+1σ	87.97%
75%	82.98%
平均値	71.74%
中央値	75.60%
25%	60.74%
-1σ	55.51%
最小値	37.25%
-2σ	39.29%
-3σ	23.06%

2-2 タイル補修工事
①タイル張替工事



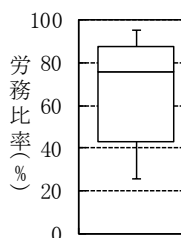
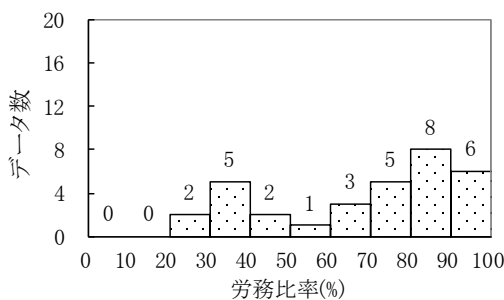
統計量	
データ数	23
標準偏差	17.91%
+3σ	112.52%
最大値	85.50%
+2σ	94.61%
+1σ	76.70%
75%	73.77%
平均値	58.79%
中央値	60.01%
25%	49.70%
-1σ	40.88%
最小値	20.31%
-2σ	22.97%
-3σ	5.07%

②タイル浮き補修



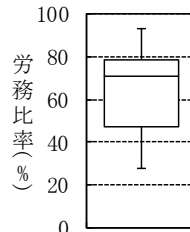
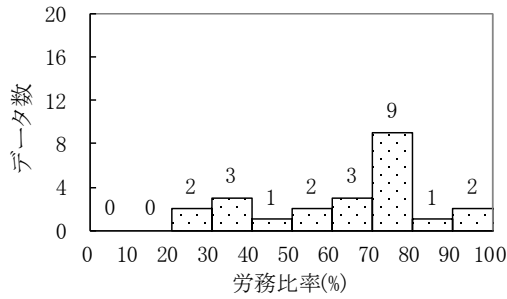
統計量	
データ数	20
標準偏差	12.19%
+3σ	112.76%
最大値	95.24%
+2σ	100.57%
+1σ	88.38%
75%	82.73%
平均値	76.19%
中央値	77.63%
25%	68.98%
-1σ	63.99%
最小値	47.94%
-2σ	51.80%
-3σ	39.61%

2-3 洗浄工事
①塗装壁面洗浄



統計量	
データ数	32
標準偏差	22.95%
+3σ	136.53%
最大値	95.45%
+2σ	113.58%
+1σ	90.63%
75%	87.25%
平均値	67.69%
中央値	75.79%
25%	43.35%
-1σ	44.74%
最小値	25.97%
-2σ	21.79%
-3σ	-1.15%

②タイル面薬品洗浄

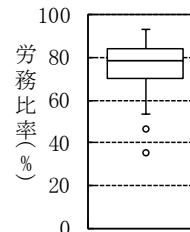
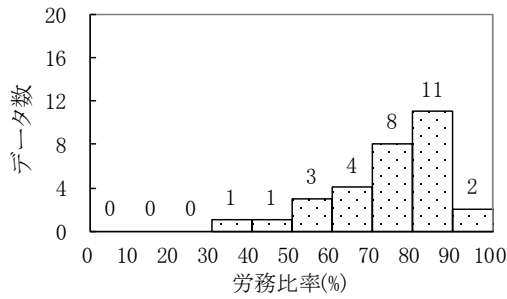


統計量

データ数	23
標準偏差	19.93%
+3σ	123.28%
最大値	93.33%
+2σ	103.36%
+1σ	83.43%
75%	78.55%
平均値	63.50%
中央値	70.64%
25%	47.33%
-1σ	43.58%
最小値	28.00%
-2σ	23.65%
-3σ	3.72%

No. 3 塗装工事

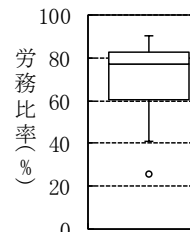
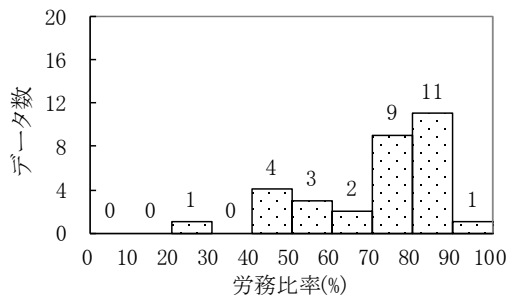
3-1 壁面塗装工事



統計量

データ数	30
標準偏差	13.36%
+3σ	114.59%
最大値	92.92%
+2σ	101.23%
+1σ	87.86%
75%	84.08%
平均値	74.50%
中央値	78.68%
25%	69.98%
-1σ	61.14%
最小値	35.50%
-2σ	47.77%
-3σ	34.41%

3-2 鉄部塗装工事

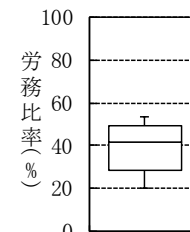
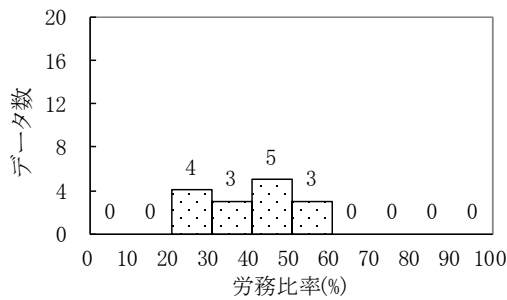


統計量

データ数	31
標準偏差	16.49%
+3σ	120.53%
最大値	90.53%
+2σ	104.04%
+1σ	87.55%
75%	82.55%
平均値	71.06%
中央値	77.35%
25%	60.52%
-1σ	54.57%
最小値	25.48%
-2σ	38.09%
-3σ	21.60%

No. 4 防水工事

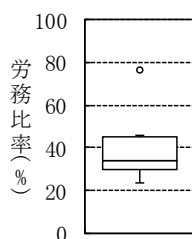
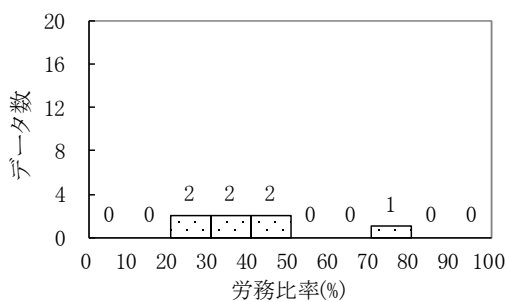
①露出アスファルト防水



統計量

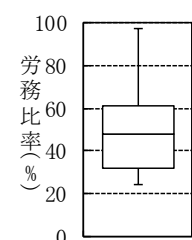
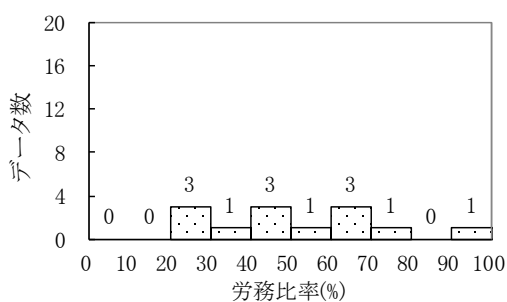
データ数	15
標準偏差	11.75%
+3σ	74.25%
最大値	53.67%
+2σ	62.50%
+1σ	50.75%
75%	49.14%
平均値	39.00%
中央値	41.35%
25%	28.78%
-1σ	27.25%
最小値	20.20%
-2σ	15.50%
-3σ	3.75%

②シート(塩ビ・合成高分子系)防水



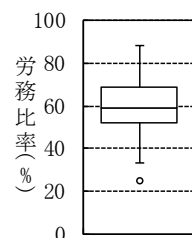
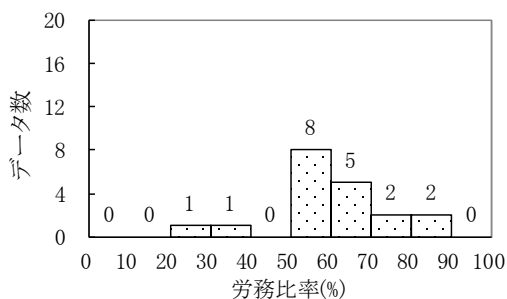
統計量	
データ数	7
標準偏差	16.54%
+3σ	90.25%
最大値	76.50%
+2σ	73.72%
+1σ	57.18%
75%	45.36%
平均値	40.64%
中央値	34.32%
25%	29.75%
-1σ	24.11%
最小値	23.45%
-2σ	7.57%
-3σ	-8.97%

③塗膜防水(既存押さえ)



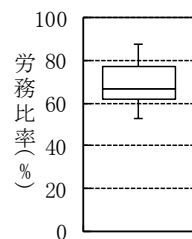
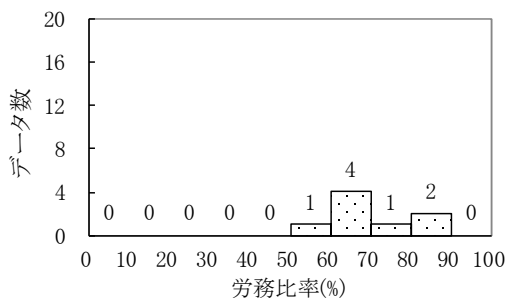
統計量	
データ数	13
標準偏差	20.93%
+3σ	114.43%
最大値	97.50%
+2σ	93.49%
+1σ	72.56%
75%	61.20%
平均値	51.63%
中央値	48.00%
25%	31.78%
-1σ	30.69%
最小値	24.25%
-2σ	9.76%
-3σ	-11.17%

④塗膜防水(ベランダ等)



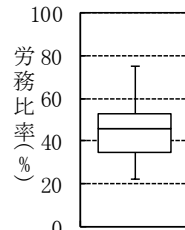
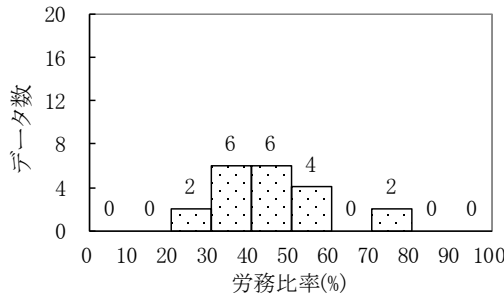
統計量	
データ数	19
標準偏差	15.51%
+3σ	106.95%
最大値	88.19%
+2σ	91.45%
+1σ	75.94%
75%	69.04%
平均値	60.43%
中央値	59.10%
25%	52.38%
-1σ	44.92%
最小値	24.83%
-2σ	29.42%
-3σ	13.91%

⑤塗膜防水(廊下等)



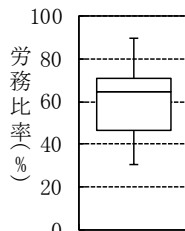
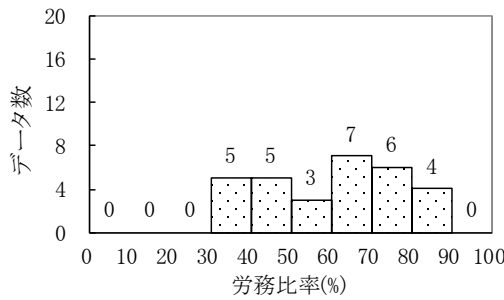
統計量	
データ数	8
標準偏差	11.06%
+3σ	102.47%
最大値	87.35%
+2σ	91.41%
+1σ	80.35%
75%	77.32%
平均値	69.29%
中央値	66.59%
25%	61.57%
-1σ	58.23%
最小値	53.01%
-2σ	47.17%
-3σ	36.12%

⑥長尺シート(廊下等)防水



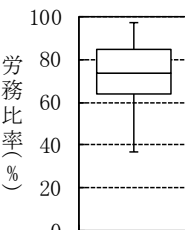
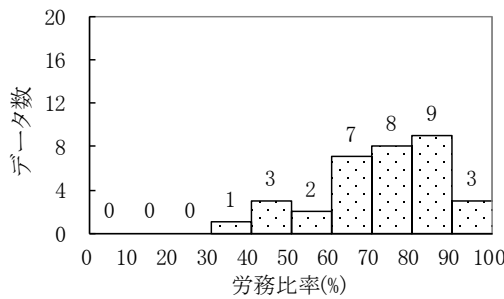
統計量	
データ数	20
標準偏差	13.35%
+3σ	85.37%
最大値	75.30%
+2σ	72.03%
+1σ	58.68%
75%	52.45%
平均値	45.33%
中央値	46.00%
25%	34.63%
-1σ	31.99%
最小値	22.28%
-2σ	18.64%
-3σ	5.29%

No. 5 シーリング工事



統計量	
データ数	30
標準偏差	16.66%
+3σ	110.35%
最大値	89.91%
+2σ	93.68%
+1σ	77.02%
75%	70.84%
平均値	60.35%
中央値	64.96%
25%	46.39%
-1σ	43.69%
最小値	30.34%
-2σ	27.02%
-3σ	10.36%

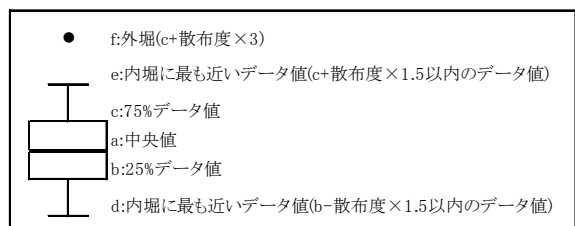
No. 6 諸経費



統計量	
データ数	33
標準偏差	15.24%
+3σ	117.70%
最大値	97.34%
+2σ	102.46%
+1σ	87.22%
75%	84.76%
平均値	71.97%
中央値	73.84%
25%	64.21%
-1σ	56.73%
最小値	36.49%
-2σ	41.49%
-3σ	26.24%

<参考>箱ひげ図の見方

箱ひげ図(box-and-whisker plot)は、変数の分布やバラツキの状態を、中央値と4分位により表示している。箱の中央付近にある太線が「中央値」(全サンプル数の50%に位置するデータ:a)であり、この「中央値」から大小それぞれの方向に(全サンプル数の25%と75%に位置するデータ:b、c)を求めて、その値を箱の長さ(縦軸)方向に用いている。その結果、箱の長さで中央値を中心とした全体の50%のデータの分布状況が確認できる。次に散布度(箱の長さ:c-b)を求め、内堀(内境界点)として散布度×1.5の地点に最も近い内側のデータ値(d,e)までひげを伸ばし、さらに外堀(外境界点:f)として散布度×3の数値を求め、内堀と外堀の間のデータを「はなれ値」として表示する。外堀の外側は“極外値”として扱うこととなっている。



(5) 標準見積書項目（設備編）と標準的労務比率の算出

マンション計画修繕工事設備編については、社会保険未加入対策特別委員会に設備WGを設け、建築編に引き続き設備改修工事における標準労務比率の検討を行った。P26 の⑥にあるように新築の仕上げ工事前に敷設できる設備工事と違い、既存配管設備や内装撤去、復旧等の労務費を含めた労務比率の算出が必要であり、これについてWG委員の諸条件を設定した工事例（前提条件7階建て60所帯）に基づく労務比率のアンケート調査と検証作業を行い、下表の設備改修工事毎の平均労務比率を取り纏めた。

建築編と同様に、各現場の諸条件により変動することは想定されるが、各社の労務比率算出の一つの指標として参考にされたい。

【設備改修工事各工事項目における工種別標準労務比率（平成28年9月現在）】

大項目	中項目	小項目	内訳	労務比率	備考	
仮設工事	1) 共通仮設			29.38%		
	2) 直接仮設	2)-1.足場等		50.49%		
			材料費	67.45%		
		2)-2.仮設配管	配管工事費			
【給水(給湯)設備】						
共用給水設備改修工事						
共用給水設備改修工事	3) 受水槽改修工事	3)-1.交換工事	水槽等材料費	別途材料費計上	68.80%	受水槽40t想定
			既存撤去費			
			搬出処分費			
		3)-2.撤去工事	据付工事費		68.33%	組立・基礎・架台等
			撤去工事費			
			搬出処分費			
	4) 高置水槽改修工事	4)-1.交換工事	水槽等材料費	別途材料費計上	68.80%	高置水槽5tノックダウン式で想定
			既存撤去工事費			
			搬出処分費			
		4)-2.撤去工事	据付工事費		68.33%	
			撤去工事費			
			搬出処分費			
	5) ポンプ改修工事	5)-1.交換工事	ポンプ等材料費	別途材料費計上	68.20%	設置・試運転・基礎・架台等
			既存撤去費			
搬出処分費						
据付工事費						
6) 配管更新工事	6)-1.埋設配管更新工事	掘削、埋め戻し費	54.69%	舗装含む		
		6)-2.建物内共用配管更新工事費				
	6)-2.建物内共用配管更新工事費	配管等材料費	別途材料費計上	62.32%	継ぎ手・保温材・支持金物等 コア抜き・防火区画貫通部処理	
		撤去配管処分費				
		配管工事費				
7) 電気工事		配線・配電工事費	69.57%			

専有部給水設備改修工事					
	8) 配管更新工事	8)-1. 給水配管更新工事	配管等材料費	別途材料費計上	継ぎ手・保温材・支持金物等
			撤去配管処分費	62.96%	コア抜き・防火区画貫通部処理
			配管工事費		
			内装材撤去・復旧費		
		8)-2. (給湯配管更新工事)			
		配管等材料費	別途材料費計上	継ぎ手・保温材・支持金物等	
	撤去配管処分費	62.96%	コア抜き・防火区画貫通部処理		
	配管工事費				
	内装材撤去・復旧費				
	給水配管更生工事				
9) 配管更新工事	9)-1. 共用配管更新工事		55.49%		
	9)-2. 専有部配管更新工事		58.61%		
【排水設備】					
共用排水設備改修工事					
	10) ポンプ改修工事	10)-1. 交換工事	ポンプ等材料費	別途材料費計上	
			既存撤去費	68.20%	設置・試運転・基礎・架台等
			搬出処分費		
			据付工事費		
	11) 配管更新工事				
	11)-1. 埋設配管更新工事		掘削・埋め戻し費	62.00%	舗装含む
	11)-2. 建物内共用配管更新工事費		配管等材料費	別途材料費計上	VP100・継ぎ手・支持金物等
			撤去配管処分費	65.35%	コア抜き・防火区画貫通部処理
			配管工事費		
	専有部排水設備改修工事				
	12) 配管更新工事	12)-1. 給水配管更新工事	配管等材料費	別途材料費計上	継ぎ手・支持金物等
			撤去配管処分費	69.58%	コア抜き・防火区画貫通部処理
			配管工事費		
			内装材撤去・復旧費		
	排水配管更生工事				
13) 配管更新工事	13)-1. 共用配管更新工事		67.06%		
	13)-2. 専有部配管更新工事		62.36%		
⑭ 諸経費			73.84%		

4. 適正な法定福利費の確保と供与

既に国土交通省からも、発注者団体宛に適切な法定福利費の確保要請を出しているが、MK S.A としてもMK S.A 標準見積書の周知・啓蒙を行っている。

また、下請業者に対しても、この算出方法を活用してもらい、適切な法定福利費が末端まで行き渡らせなければならない。

国土交通省の発注者団体への法定福利費確保要請

国土建労第1267号

平成29年3月16日

別記（主要民間発注者） 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

建設業においては、平成24年度より、産業の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業者間の公平で健全な競争環境の構築のため、平成29年度を目標年次として社会保険等の未加入対策を進めてまいりました。

また、昨年（平成28年）の第192回臨時国会で成立した「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年12月16日公布）が本年3月16日に施行され、同法に定められた基本理念として、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額等が定められること及び建設工事従事者の安全及び健康の確保が行われること等が掲げられており、建設業において法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底が一層重要となっているところです。

今般、建設工事の発注者の皆様にあらためて建設業における社会保険等未加入対策の取組みについてご理解、ご協力をいただきたく、下記について傘下の会員企業各位への周知をお願いいたします。

記

建設業では、高齢化により近い将来労働者の不足が懸念されるにも関わらず、社会保険等に適正に加入しない企業が多く存在する状況にありました。このため、平成29年度までに許可業者の加入率を100%とすること等を目標とし、行政、各建設業団体及び各企業等による総合的な社会保険等（雇用、健康、厚生年金保険）の未加入対策を進めてまいりました。

建設企業の取組の指針である「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、遅くとも平成29年度以降は、法令上の加入義務があるにも関わらず未加入である下請企業及び作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取

扱いとすべきこととされています。

社会保険の加入を進めるために特に必要なのが、労働者を雇用する企業にとって義務的な経費である法定福利費（法令上事業主に負担する義務のある社会保険料相当額）の確保です。

受注競争の激化などにより、本来固定費であるべき法定福利費も変動費化して請負金額の中で十分に確保されない状況にあったため、各建設企業において見積りの段階で必要となる法定福利費を計算し、その額を内訳として明示した標準見積書を活用することで、請負金額の中で法定福利費の確保を図る取組を行っているところです。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月）においても、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

発注者の皆様におかれては、建設業における社会保険等未加入対策の取組についてご理解を頂くとともに、発注する工事の建設作業を担う労働者に係る法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定し、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行って頂くことにつき、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

【発出先】

(一社) マンション管理業協会

(公財) マンション管理センター

(一社) 日本マンション管理士会連合会

特定非営利活動法人 全国マンション管理組合連合会

参考資料

国土交通省「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

MK S.A 社会保険加入促進ガイドライン

第10版【令和8年度4月版】2026年4月発行

発行 一般社団法人マンション計画修繕施工協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-18-2 新橋 NKK ビル 2階

電話 03-5777-2521